

新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 22 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

# 監査結果の報告

## 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象部署

建築部	公共建築第1課
下水道部	東部地域下水道事務所 西部地域下水道事務所 下水道管理センター 維持管理課 施設管理課

監査実施工事の関係部署

### (2) 対象工事

建築部 公共建築第1課

令和2年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

下水道部 東部地域下水道事務所、西部地域下水道事務所  
下水道管理センター維持管理課・施設管理課

令和2年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事及び、令和元年度に契約した東下第33号

## 4 監査の着眼点

- (1) 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- (2) 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- (3) 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- (4) 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。  
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- (5) 工事請負契約は適正に行われているか。
- (6) 関係機関との調整は適切に行われているか。

- (7) 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- (8) 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

## 5 監査の主な実施内容

監査の対象工事のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、法令遵守はもとより、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局、監査対象部執務室及び対象工事場所等

### (2) 実施日程

令和3年9月13日～令和4年3月22日

## 7 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われていたが、次の事項について改善・検討の必要が認められたので、今後は必要な措置を講じ、適正な執行の確保に努められたい。

### (1) 指摘事項

#### 建設現場に設置する仮設トイレについて不適切な設計変更を行ったもの

(建築部公共建築第1課)

国土交通省は、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする環境整備の一環として、建設現場に設置する仮設トイレとして、より快適な仕様（洋式、水洗、防臭等）に改善した「快適トイレ」の導入を推進している。

本市では、「建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領」（以下「本件要領」という。）において、試行対象工事の要件に当初税込設計額が1億円以上の工事と定められており、発注する場合は設計図書に「建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書」を添

付することで、受注者が仮設トイレを「快適トイレ」仕様にグレードアップを行った場合は、通常の仮設トイレとの差額分を設計変更できることとしている。

公共建築第1課は、令和2年度「建一第9号亀田総合体育館特定天井改修工事」（以下「本件工事」という。）を、当初税込設計額が約1億6千万円であったが、設計図書に「快適トイレ」特記仕様書を添付せず、試行対象外の工事として発注していた。しかし、契約締結後に受注者から「快適トイレ」設置の申し入れを受け、課内協議の結果、設計変更の対象としていた。後日、実施状況を確認できる書類の提出を受け、内容を確認のうえ増額変更を行っていたが、本来試行対象外の工事であり、設計変更対象とならない事項について変更を行ったことは、不適切であったといえる。なお、変更額は、請負額で約41万円であった。

建設現場に設置する仮設トイレは、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第3項に定める「受注者がその責任において定める仮設」に該当し、約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、設計変更の対象とならないとされている。したがって、設計図書に「快適トイレ」特記仕様書の添付のない試行対象外の工事は、仮設に関する特別の定めのないことが明らかであり、その工事の仮設トイレ（快適トイレ）を設計変更の対象とすることは、約款上、不適切な事務処理であったといわざるを得ない。試行対象外の工事の受注者が「快適トイレ」の設置を行った場合は、請負額の増額変更ではなく、工事成績評定の対象として評価すべきであった。

今後、同様の誤りを防ぐため、公共建築第1課においては、約款や各種要領に対する理解を深める取組みを行うとともに、設計図書についての組織的な点検体制を構築する必要がある。また、「快適トイレ」の設置をはじめ、発注後の対応に検討を要する事案が生じた場合は、制度所管課（本件要領は技術管理課）等への確認を徹底するなど、再発防止に向けて、関係各課との連携を強化するよう求めるものである。

【合規性】

○ 工事請負契約約款（令和2年4月1日改正版）（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（省略）に基づき、設計図書（省略）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（省略）を履行しなければならない。

2 （省略）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4～13項（省略）

○ 建設現場の「快適トイレ」設置の試行について（通知）（平成 30 年 3 月 28 日付新技第 445 号 都市政策部技術管理センター所長）

別紙 2 建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領（抜粋）

## 2 試行対象工事

以下の何れかに該当する場合に試行対象とする。

(1) 当初設計額 1 億円以上の工事（※）

ただし、工場製作などの屋内作業が主となる工事を除く。

※）快適トイレの費用を計上する前の税込設計額

(2) （省略）

## 4 試行の流れ

### **【発注時】**

(1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に「建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書」を添付する。

### **【試行工事の契約後から竣工まで】**

(2) ～ (10) （省略）

## 6 適用

(1) 本試行要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降、入札の公告または入札の通知を行う工事から適用する。

(2) 試行を行う場合の工事成績評定での評価については、(1) 適用年月日以降に入札の公告または入札の通知を行う工事から、対象外とする。

(試行対象外の工事については、工事成績評定の対象とする。)

## (2) 注意事項

監査にあたって見られた特に注意すべき事項については、以下のとおりである。

### ア 監理に関すること

・設計変更や工法の変更に関し、工事打合簿での協議を怠っていたもの